	委員会告示第三十八号、昭和二十九年文化財保護委員会告示第四十九号、昭和三十一年文化財保護委員会告示第六十三号、昭和三十一年文化財保護委員会告示第六十四号、昭和五十二年文部省告示第三十二号、昭和五十三年文部省告示第四十七号、昭和五十四年文部省告示第三十四号、昭和五十五年文部省告示第百七十五号、昭和五十六年文部省告示第百六十八号、昭和五十九年文部省告示第五号、昭和六十一年文部省告示第百四十八号、昭和六十三年文部省告示第八十一号、平成元年文部省告示第四号、平成元年文部省告示第百十四号、平成三年文部省告示第七十四号、平成四年文部省告示第百十三号、平成五年文部省告示第百二十一号、平成七年文部省告示第十号、平成七年文部省告示第百四十五号、平成八年文部省告示第五十九号、平成十年文部省告示第八号、平成十一年文部省告示第七号、平成十二年文部省告示第百五十二号、平成十三年文部科学省告示第二十一号、平成十四年文部科学省告示第四十一号、平成十四年文部科学省告示第二百五号、平成十六年文部科学省告示第二十九号、平成十七年文部科学省告示第二十六号、平成十八年文部科学省告示第七号、平成十九年文部科学省告示第九号、平成二十年文部科学省告示第三十九号、平成二十一年文部科学省告示第九号及び平成二十二年文部科学省告示第十六号	同　小代字東原	一四八五番一二、一四八五番一三、一四八五番三二、一四八五番三三、一四八五番一一八、一四八五番一一九、一四八五番一八六、一四八五番一八七、一五二四番一のうち実測七七〇・三七平方メートル、一五二四番二のうち実測一〇七二・五七平方メートル、一五二四番三、一五四五番三、一五五六番一のうち実測二二・〇七平方メートル
		同　明神字赤坂	二一九〇番七四のうち実測一四五・八八平方メートル
		同　板橋字山前	一六一四番のうち実測七八一・六八平方メートル、一六二六番一のうち実測七五九・七三平方メートル、一六二七番一のうち実測一四〇・一八平方メートル、一六二七番三のうち実測一三一・三七平方メートル
		栃木県鹿沼市武子字境石	一八八七番七
			備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を栃木県教育委員会及び日光市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項及び第百十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表中欄の地域を追加して指定するとともに、同表下欄の地域を解除したので、同法第百九条第三項及び第百十二条第四項の規定により告示する。

平成二十四年一月二十四日

文部科学大臣　平野　博文

上欄 名称	上欄 関係告示	中欄 所在地	中欄 地域	下欄 所在地	下欄 地域
佐渡金銀山遺跡	平成六年文部省告示第七十三号、平成二十一年文部科学省告示第百十九号、平成二十二年文部科学省告示第十八号及び平成二十三年文部科学省告示第十五号	新潟県佐渡市戸中	[illegible]	（南沢疎水道）新潟県佐渡市相川南沢町 同　相川左門町	佐渡市道相川一一七線のうち新潟県佐渡市相川南沢町一五〇番に接する道路敷及び佐渡市道相川一五〇線のうち同相川左門町二〇番に接する道路敷の地下に所在する疎水道
		同　南片辺	[illegible]		
		同　相川下戸村	[illegible]		
			備考　一筆の土地、海岸及び海面のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を新潟県教育委員会及び佐渡市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。		